



# 熊本県公報

第 1 3 3 6 0 号  
令和 6 年(2024 年)  
8 月 27 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

|                                         |              |
|-----------------------------------------|--------------|
| 告 示                                     |              |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定                          | (砂防課) 1      |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定 | (障がい者支援課) 1  |
| 公 告                                     |              |
| ○令和 6 年二級建築士試験実施計画の変更                   | (建築課) 2      |
| ○公共測量の実施                                | (監理課) 2      |
| ○公共測量の実施                                | ( ) 2        |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | (商工振興金融課) 2  |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | ( ) 3        |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | ( ) 4        |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | ( ) 4        |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | ( ) 5        |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | ( ) 6        |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | ( ) 6        |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | ( ) 7        |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | ( ) 8        |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | ( ) 9        |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | ( ) 10       |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | ( ) 10       |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | ( ) 11       |
| ○令和 6 年度(2024 年度)熊本県クリーニング師試験の実施        | (薬務衛生課) 11   |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | (商工振興金融課) 13 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | ( ) 14       |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出                     | ( ) 15       |

## 告 示

### 熊本県告示第 7 4 8 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 4 4 年法律第 5 7 号)第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 6 年(2024 年)8 月 2 7 日

熊本県知事 木 村 敬

竹崎 3 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 5 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 5 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 市町村    | 大字・字   | 地 番           |
|------|--------|--------|---------------|
| 1    | 宇城市松橋町 | 竹崎字了徳寺 | 1 1 1 5 番 1   |
| 2    | 〃      | 〃      | 〃             |
| 3    | 〃      | 〃      | 1 1 1 5 番 1 3 |
| 4    | 〃      | 〃      | 1 1 1 5 番 5   |
| 5    | 〃      | 〃      | 1 1 1 5 番 1 9 |

### 熊本県告示第 7 4 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

令和 6 年(2024 年)8 月 2 7 日

熊本県知事 木 村 敬

|                        |                                       |          |                 |
|------------------------|---------------------------------------|----------|-----------------|
| 事業所の名称及び所在地            | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名             | サービスの種類  | 指定年月日           |
| オルガニコ山鹿<br>山鹿市南島1151-1 | 合同会社Y e s フーズ<br>山鹿市南島1151-1<br>古庄 貴輝 | 就労継続支援A型 | 令和6年（2024年）8月1日 |

公 告

**熊本県公告第512号**  
令和6年（2024年）3月1日熊本県公告第129号で公告した令和6年（2024年）二級建築士試験について、試験場所を次のとおり変更する。  
令和6年（2024年）8月27日

熊本県知事 木 村 敬

| 変更前                                                      | 変更後                                                |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 3 試験場所<br>(1) 設計製図の試験<br>東海大学（熊本キャンパス）<br>熊本市東区渡鹿九丁目1番1号 | 3 試験場所<br>(1) 設計製図の試験<br>熊本学園大学<br>熊本市中央区大江二丁目5番1号 |

**熊本県公告第513号**  
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
令和6年（2024年）8月27日

熊本県知事 木 村 敬

| 作 業 種 類            | 作 業 期 間                                           | 作 業 地 域 |
|--------------------|---------------------------------------------------|---------|
| 公共測量（基準点測量、街区確定測量） | 令和6年（2024年）<br>8月25日から<br>令和6年（2024年）<br>11月29日まで | 荒尾市大島   |

**熊本県公告第514号**  
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。  
令和6年（2024年）8月27日

熊本県知事 木 村 敬

| 作 業 種 類      | 作 業 期 間                                          | 作 業 地 域 |
|--------------|--------------------------------------------------|---------|
| 公共測量（空中写真測量） | 令和6年（2024年）<br>8月13日から<br>令和7年（2025年）<br>3月14日まで | 小国町     |

**熊本県公告第515号**  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。  
令和6年（2024年）8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドン・キホーテ荒尾店  
荒尾市原万田字志賀良町846番4 外
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称

- (変更前) (仮称) ドン・キホーテ熊本荒尾店  
(変更後) ドン・キホーテ荒尾店  
(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
第一リース株式会社 代表取締役 吉田勝彦  
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号  
(変更後)  
第一リース株式会社 代表取締役 向島 亨  
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 3 変更の年月日  
令和6年(2024年)4月1日
- 4 届出年月日  
令和6年(2024年)6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課  
令和6年(2024年)8月27日から令和6年(2024年)12月27日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

**熊本県公告第516号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス海士江店  
八代市海士江町字下城2688番 外
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(変更後)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(変更後)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 変更の年月日  
令和6年(2024年)3月1日
- 4 届出年月日  
令和6年(2024年)6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部総務部振興課  
令和6年(2024年)8月27日から令和6年(2024年)12月27日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。  
令和6年（2024年）8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス松橋店  
宇城市松橋町松橋字浜田29番4 外5筆
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前                                              | 変更後                                             |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ダイレックス株式会社<br>代表取締役 多田 高志<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | ダイレックス株式会社<br>代表取締役 五味 肇<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |
| 有限会社ジャパントライサービス<br>代表取締役 松本 秀夫<br>宇城市松橋町松橋29番地   | 同 左                                             |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前                                              | 変更後                                             |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ダイレックス株式会社<br>代表取締役 多田 高志<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 | ダイレックス株式会社<br>代表取締役 五味 肇<br>佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |
| 株式会社大創産業<br>代表取締役 矢野 靖二<br>広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  | 同 左                                             |

- 3 変更の年月日  
令和6年（2024年）3月1日
- 4 届出年月日  
令和6年（2024年）6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課  
令和6年（2024年）8月27日から令和6年（2024年）12月27日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年（2024年）12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第518号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。  
令和6年（2024年）8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
有明プラザ  
荒尾市原万田字御馬給700番地1 外
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社  
代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号  
(変更後)  
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社  
代表取締役 伊藤 光博  
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号  
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ  
つては代表者の氏名

| 変更前                                              | 変更後                                          |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 株式会社南九州イエローハット<br>代表取締役 緒方 公一<br>熊本市中央区本山町143番地4 | 同 左                                          |
| 株式会社ショット<br>代表取締役 藤原 敬三<br>岡山県倉敷市児島小川一丁目4番27号    | 同 左                                          |
| 株式会社キタムラ<br>代表取締役 浜田 宏幸<br>高知県本町四丁目1番16号         | 株式会社キタムラ<br>代表取締役 柳沢 啓<br>高知県本町四丁目1番16号      |
| ジョウツー株式会社<br>代表取締役 後藤 英夫<br>熊本市中央区渡鹿三丁目9番1号      | ジョウツー株式会社<br>代表取締役 後藤 英夫<br>熊本市中央区大江二丁目16番3号 |
| 未 定                                              | 同 左                                          |

- 3 変更の年月日  
2-(1) : 令和6年(2024年)3月13日  
2-(2) : 令和6年(2024年)4月1日 ほか
- 4 届出年月日  
令和6年(2024年)6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振  
興局総務振興課  
令和6年(2024年)8月27日から令和6年(2024年)12月27日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(202  
4年)12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所  
在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局  
商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない  
者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第519号  
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項  
の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規  
定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。  
令和6年(2024年)8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックスグリーンランド店  
荒尾市荒尾字上府本道4186番1 外
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて  
は代表者の氏名  
(変更前)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(変更後)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 変更の年月日  
令和6年(2024年)3月1日
- 4 届出年月日  
令和6年(2024年)6月24日

- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課  
令和6年(2024年)8月27日から令和6年(2024年)12月27日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

**熊本県公告第520号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス八代鏡店  
八代市鏡町下村字南開1474番1 外
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(変更後)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 変更の年月日  
令和6年(2024年)3月1日
- 4 届出年月日  
令和6年(2024年)6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部総務部振興課  
令和6年(2024年)8月27日から令和6年(2024年)12月27日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

**熊本県公告第521号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルショク泗水店  
菊池市泗水町大字豊水3359番地1 外23筆
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社サンリブ  
代表取締役 菊池 毅  
福岡県北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F  
(変更後)  
株式会社サンリブ  
代表取締役 眞田 義文

福岡県北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F  
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

| 変更前                                                         | 変更後                                                          |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 株式会社サンリブ<br>代表取締役 菊池 毅<br>福岡県北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F | 株式会社サンリブ<br>代表取締役 眞田 義文<br>福岡県北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F |
| 株式会社藤本物産<br>代表取締役 藤本 健介<br>熊本市西区田崎町414番12号                  | 同 左                                                          |
| 株式会社ヒライ<br>代表取締役 平井 浩一郎<br>熊本市西区春日七丁目26番70号                 | 同 左                                                          |
| 有限会社吉里精肉<br>代表取締役 吉里 孝文<br>菊池市泗水町豊水3351                     | 退 店                                                          |
| 株式会社事務総研<br>代表取締役 増田 修一<br>熊本市南区城南町赤見1349番地3                | 同 左                                                          |
| 天翔物産株式会社<br>代表取締役 孟 翔<br>熊本市東区長嶺東八丁目1番89号                   | 同 左                                                          |
| 吉田 公弘<br><br>菊池市泗水町豊水3351                                   | 同 左                                                          |
| 有限会社花のやまぐち<br>代表取締役 山口 智美<br>菊池市玉祥寺211番地4                   | 退 店                                                          |
| 有限会社佐とう製茶<br>代表取締役 佐藤 公俊<br>山鹿市菊鹿町池永638                     | 退 店                                                          |
| 株式会社西本真生堂<br>代表取締役 西本 光宏<br>熊本市南区流通団地一丁目64番                 | 退 店                                                          |
| 株式会社ワッツ西日本販売<br>代表取締役 林田 邦博<br>大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70           | 同 左                                                          |

- 3 変更年月日  
令和6年(2024年)2月12日
- 4 届出年月日  
令和6年(2024年)5月14日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部総務部振興課  
令和6年(2024年)8月27日から令和6年(2024年)12月27日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス東山鹿店  
山鹿市方保田字十三部2870番1 外
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称)ダイレックス東山鹿店  
(変更後) ダイレックス東山鹿店
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(変更後)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(変更後)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 変更の年月日  
令和6年(2024年)3月1日
- 4 届出年月日  
令和6年(2024年)6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課  
令和6年(2024年)8月27日から令和6年(2024年)12月27日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

#### 熊本県公告第523号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス山鹿店  
山鹿市鹿校通一丁目1番24号
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称)ダイレックス山鹿店  
(変更後) ダイレックス山鹿店
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(変更後)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

- ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(変更後)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 変更の年月日  
令和6年(2024年)3月1日
- 4 届出年月日  
令和6年(2024年)6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課  
令和6年(2024年)8月27日から令和6年(2024年)12月27日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

**熊本県公告第524号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス菊池店  
菊池市隈府808番 外
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称)ダイレックス菊池店  
(変更後) ダイレックス菊池店  
(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(変更後)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(変更後)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 変更の年月日  
令和6年(2024年)3月1日
- 4 届出年月日  
令和6年(2024年)6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部総務部振興課  
令和6年(2024年)8月27日から令和6年(2024年)12月27日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

**熊本県公告第525号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年（2024年）8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス阿蘇店  
阿蘇市内牧1065番地1 ほか
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(変更後)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(変更後)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 変更の年月日  
令和6年（2024年）3月1日
- 4 届出年月日  
令和6年（2024年）6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課  
令和6年（2024年）8月27日から令和6年（2024年）12月27日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年（2024年）12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

**熊本県公告第526号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年（2024年）8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス小国店  
阿蘇郡小国町大字宮原2308
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(変更後)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 変更の年月日  
令和6年（2024年）3月1日
- 4 届出年月日  
令和6年（2024年）6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課

- 令和6年(2024年)8月27日から令和6年(2024年)12月27日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

**熊本県公告第527号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイソー熊本大津店・a uショップ大津店  
菊池郡大津町大津字鍛冶ノ上1294番1号 外
- 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び代表者の氏名  
(変更前) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社  
代表取締役 西野 敏哉  
(変更後) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社  
代表取締役 濱野 敬一
- 変更年月日  
令和6年(2024年)4月1日
- 届出年月日  
令和6年(2024年)6月24日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部総務部振興課  
令和6年(2024年)8月27日から令和6年(2024年)12月27日まで
- その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

**熊本県公告第528号**

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)熊本県クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和6年(2024年)8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 試験の日時及び場所  
(1) 日時 令和6年(2024年)10月27日(日)  
受付時間 午前10時00分から午前10時30分まで  
ア 学科試験 午前10時50分から午前11時50分まで  
イ 実地試験(繊維の鑑別) 午後0時05分から午後0時10分まで  
ウ 実地試験(しみの種類及びしみ抜き方法鑑別、薬品の鑑別及び長袖ワイシャツ電気アイロン仕上げ) 午後1時20分から
- (2) 場所 熊本県庁 防災センター3階(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)
- 試験科目  
(1) 学科試験  
ア 衛生法規に関する知識  
イ 公衆衛生に関する知識  
ウ 洗濯物の処理に関する知識  
(2) 実地試験(洗濯物の処理に関する知識及び技能)  
ア 繊維の鑑別  
イ しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別  
ウ 薬品の鑑別  
エ 長袖ワイシャツ電気アイロン仕上げ
- 受験資格  
次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
  - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わつた者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手続等
- (1) クリーニング師試験受験願書（以下「願書」という。）の配布  
願書は、令和6年（2024年）9月2日（月）から令和6年（2024年）9月25日（水）まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び県内各保健所（熊本市保健所を含む。）で配布するほか、熊本県庁ホームページに掲載する（ダウンロード可）。  
なお、願書の郵送を希望する者は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（宛先を明記し、120円分の切手を貼付した角型2号封筒（1部請求の場合））を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
  - (2) 提出書類  
ア 願書  
イ 履歴書  
ウ 受験資格を有することを証明する書類（卒業証書の写し、卒業証明書等）  
卒業証書の写しの場合、併せて原本を願書提出先に提出し、原本と相違ない旨の確認を受けること（確認後、原本は返却する。）。  
また、卒業証書等の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっている場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本（又は抄本）を提出すること。  
エ 写真1枚  
出願前6か月以内に撮影した正面向き、無帽のもので、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの（写真の裏に、撮影年月日及び受験希望者の氏名を記入すること。）
  - (3) 受験手数料  
受験手数料として、7,600円分の熊本県収入証紙を願書に貼付すること。
  - (4) 願書等の提出先  
県内に住所を有する受験希望者にあつては、県内各保健所（熊本市保健所を含む。）へ提出すること。  
また、県外に住所を有する受験希望者にあつては、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）へ提出すること。
  - (5) 願書等を郵送で提出する場合  
やむを得ず郵送で提出する場合は、必ず書留とし、封筒の表に「クリーニング師試験受験申込」と朱書きすること。熊本県収入証紙の入手が困難な場合は、次のとおりとする。  
ア 手数料を現金で納付する場合は、願書等に7,600円を同封し、現金書留で郵送すること。  
イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、願書等に郵便為替（普通為替）7,600円分を同封し、書留で郵送すること。
  - (6) 願書等の受付期間  
令和6年（2024年）9月2日（月）から令和6年（2024年）10月2日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）までとする。  
なお、郵送による場合は、令和6年（2024年）10月2日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - (7) 受験票の交付  
受験票は、願書等の審査後、願書に記載された受験者の現住所へ送付する。
- 5 合格者の発表  
令和6年（2024年）11月15日（金）午前10時に、合格者の受験番号を熊本県庁本館1階ロビー及び県内各保健所（熊本市保健所を含む。）に掲示するとともに、熊本県庁ホームページに掲載する。  
また、合格者には合格通知書を送付する。  
なお、電話による合格者の照会には一切応じない。
- 6 注意事項
- (1) 受験手数料及び願書等は、願書受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合であっても返還しない。
  - (2) マスクの着用は、個人の判断に委ねることとする。
  - (3) 試験室は、換気のため、適宜、窓やドアを開放するため、室温の高低に対応できる服装が望ましい。
- 7 その他
- (1) 願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの県内保健所（熊本市保健所を含む。）又は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（電話番号096-333-224

- 5) に行うこと。
- (2) この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができる。  
受験者本人が①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、合格発表後から令和6年（2024年）12月16日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）までの間に、直接熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課へ来庁すること。  
なお、提供する内容は、試験科目別得点及び総合得点とする。
- (3) 試験問題に疑義等があった場合は、試験終了後から令和6年（2024年）11月6日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に申し出たものについて対応する。
- (4) 災害等の緊急事態の際には、試験の実施に関する連絡事項を、熊本県庁ホームページに掲載する。

**熊本県公告第529号**  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。  
令和6年（2024年）8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
リブホール御船店  
上益城郡御船町辺田見中道359番 外
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
株式会社サンリブ  
代表取締役 菊池 毅  
福岡県北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F  
(変更後)  
株式会社サンリブ  
代表取締役 眞田 義文  
福岡県北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前                                                         | 変更後                                                          |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 株式会社サンリブ<br>代表取締役 菊池 毅<br>福岡県北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F | 株式会社サンリブ<br>代表取締役 眞田 義文<br>福岡県北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F |
| 株式会社藤本物産<br>代表取締役 藤本 健介<br>熊本市西区田崎町414番12号                  | 同 左                                                          |
| 株式会社ヒライ<br>代表取締役 平井 浩一郎<br>熊本市西区春日七丁目26番70号                 | 同 左                                                          |
| 株式会社日の出屋<br>代表取締役 瀬戸 良尚<br>宇城市豊野町巢林1430番地1                  | 同 左                                                          |
| 大華物産株式会社<br>代表取締役 清原 成弘<br>熊本市南区近見八丁目13番28-1号               | 同 左                                                          |

- 3 変更年月日  
令和6年（2024年）2月12日
- 4 届出年月日  
令和6年（2024年）5月14日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課

令和6年（2024年）8月27日から令和6年（2024年）12月27日まで  
6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年（2024年）12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第530号  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。  
令和6年（2024年）8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンリブ本渡  
天草市栄町7番34号
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前                                                            | 変更後                                                             |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 株式会社サンリブ<br>代表取締役 菊池 毅<br>福岡県北九州市若松区本町二丁目17番1号<br>ベイサイドプラザ若松2F | 株式会社サンリブ<br>代表取締役 眞田 義文<br>福岡県北九州市若松区本町二丁目17番1号<br>ベイサイドプラザ若松2F |
| 株式会社ヒライ<br>代表取締役 平井 浩一郎<br>熊本市西区春日七丁目26番70号                    | 同 左                                                             |
| 有限会社村上節夫商店<br>取締役 田河 秀一<br>熊本市西区田崎町484                         | 同 左                                                             |
| 合同会社彩フレンド<br>代表執行社員 池田 裕康<br>熊本市東区長嶺二丁目14番60号                  | 同 左                                                             |
| 株式会社タツミヤ<br>代表取締役 指田 努<br>東京都八王子市暁町一丁目32番13号                   | 同 左                                                             |
| 有限会社丸三商会<br>代表取締役 廣田 稔男<br>熊本市中央区本荘六丁目12番15号                   | 同 左                                                             |
| 有限会社梅尾生花店<br>代表取締役 梅尾 芳幸<br>上天草市大矢野町中733番地                     | 同 左                                                             |
| 株式会社松下園<br>代表取締役 松下 昌子<br>天草市北原町5番45号                          | 同 左                                                             |
| 株式会社リョーユーパン<br>代表取締役 荒木 毅彦<br>福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号                | 同 左                                                             |
| 大華物産株式会社<br>代表取締役 清原 成弘<br>熊本市南区近見八丁目13番28号1                   | 同 左                                                             |
| 株式会社ワッツ西日本販売<br>代表取締役 林田 邦博<br>大阪府大阪市中心区域見一丁目4番70号             | 同 左                                                             |

- 3 変更年月日  
令和6年(2024年)2月12日
- 4 届出年月日  
令和6年(2024年)5月14日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部総務部総務振興課  
令和6年(2024年)8月27日から令和6年(2024年)12月27日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

**熊本県公告第531号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和6年(2024年)8月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス天草店  
天草市小松原町202番2 外
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称)ダイレックス天草店  
(変更後) ダイレックス天草店
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社  
代表取締役 西野 敏哉  
東京都港区芝浦一丁目2番3号  
(変更後)  
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社  
代表取締役 濱野 敬一  
東京都港区芝浦一丁目2番3号
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
(変更後)  
ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 変更の年月日  
2-(1)、(2) : 令和6年(2024年)4月1日  
2-(3) : 令和6年(2024年)3月1日
- 4 届出年月日  
令和6年(2024年)6月24日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部総務振興課  
令和6年(2024年)8月27日から令和6年(2024年)12月27日まで
- 6 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)12月27日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。